平成２８年（フ）第５３号
秋田県大館市釈迦内字台野道上９番地２県営獅子ケ森住宅３－101号、前住所秋田県大館市松木字石神39番地６
破産者　金　かすみ
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第１６４９号
神奈川県鎌倉市浄明寺１丁目３番７号
破産者　山中　孝子
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７１６号
横浜市南区吉野町５丁目27番地２　アセントマウンテン容湖701号、開始決定時の住所横浜市磯子区岡村１丁目21番３－502号
破産者　宮里　　守
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２７号
横浜市鶴見区下末吉２丁目７番６号
破産者　玉井　正紀
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４８号
横浜市中区本牧町２丁目437番地　ウインビュー本牧202号室
破産者　岡田　宏志
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８２号
神奈川県鎌倉市浄明寺４丁目７番18号
破産者　加藤　宏之
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９号
東京都町田市相原町4407番地１　ヴィーナスヴィラ204、開始決定時の住所相模原市中央区田名塩田３丁目28番７号
破産者　藤田智恵子（旧姓望月）
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１６号
相模原市南区西大沼５丁目７番２号　ハイツミキ101
破産者　大澤　圭介
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１７号
相模原市南区西大沼５丁目７番２号　ハイツミキ101
破産者　大澤　紀子
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３７号
富山県高岡市鴨島町36番地１
破産者　松本美和子
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１７号
富山県高岡市京町８－１　川田病院、前住所富山県氷見市南大町９番16号　南大町ハイツ202号
破産者　丹羽　明美
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第３７号
富山県南砺市福光71番地５
破産者　きくだ屋こと　菊田　雅恵
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１１８３号
岐阜県多治見市太平町３丁目25番地　グリーンプラザ太平105、開始決定時の住所岐阜県土岐市土岐津町土岐口1719番地７　メゾンドールⅠ　A201号室　井野方
破産者　内山　圭吾
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４３６号
埼玉県越谷市登戸町40番47号　第二明徳団地４－22、申立時の住所名古屋市守山区森孝１丁目1749番地　元補宿舎Ｂ棟302号
破産者　三浦　裕介
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６４３号
名古屋市西区大野木４丁目547番地　レオパレス大野木101号
破産者　疋田　尚也
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９５６号
名古屋市緑区大高町字一色山29番地の１　サンガーデン緑ケ丘Ｂ棟105号
破産者　米澤　勝昭
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０１９号
名古屋市天白区向が丘４丁目1422番地　ドゥーフレール加藤　206号
破産者　櫻木　正男
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１号
愛知県あま市篠田小塚18番地
破産者　山田　宗典
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部